

令和7年度第3回米子市指定管理者候補者選定委員会 会議概要

1 日 時 令和7年10月14日（火） 午後2時開会

2 場 所 米子市役所本庁舎3階 第2応接室

3 出席者

委 員

北農委員長、入江副委員長、大谷委員、門脇委員、澤田委員、仲田委員、松田委員
松本委員

所管部局

経済部文化観光局文化振興課

（石田文化観光局長、大塚文化振興課長、文化振興課職員）

経済部文化観光局スポーツ振興課

（石田文化観光局長、成田経済部次長、スポーツ振興課職員）

事務局

藤岡総務部長、総務管財課職員

4 会議概要

[1 開 会]

[2 委員長あいさつ]

[3 諮 問]

[4 議 事]

(1) 米子市公会堂、米子市文化ホール、米子市淀江文化センター

当該施設指定管理者候補者である一般財団法人米子市文化財団との利害関係のある者の発言を禁止とした。

①指定管理者候補者選定対象施設について

②指定管理者候補者案（選定委員会諮問案）について

所管部局の文化振興課が、施設の概要及び指定管理者候補者案（選定委員会諮問案）を説明した。

【主な意見・質疑等】

（委員） 地域における代替不可というのは米子市として望ましいことなのか。

（所管課） 競争性には欠けるが、近隣には専門人材を有する団体がほぼ無い。以前公募で指定管理者を募集した際は、施設管理に秀でた事業者はあるが、舞台運営は再委託となり非効率。その際も一般財団法人米子市文化財団を選定した。その状況が続いており、地元の文化振興という観点からも非公募が妥当と判断している。

③指定管理者候補者案（選定委員会諮問案）の審議

所管部局の文化振興課が、指定管理者候補者案の評定について内容を説明した。
評価した点は以下のとおり。

・自主事業計画書について、低迷事業の廃止、市民参加型事業の新たな提案。

以上のことについて、評定上は「普通」としているが内部的には評価している。

【主な意見・質疑等】

- (委員) 廃止された事業はどのようなものか。
- (所管課) 名画シアター。入場者が徐々に減っていき、令和6年度では70人ほどであった。
- (委員) 自主事業を行った場合、満足度等アンケートをとり次に活かしてもらいたい。
- (委員) 自主事業の資料では色々企画して努力している印象だが評価は「普通」。これは当然という評価なのか。
- (所管課) 今までも評価しており同様の評価。基本的に恒例の行事等が大部分であり、過去5年と同じため。
- (委員) 市民へのホールの貸出と指定管理者による自主事業との予約調整はどのようにしているのか。
- (所管課) 一般利用者によるメインホールの予約は1年前から可能で、概ね半年前には予約が入る。指定管理者による自主事業は、例年日付が決まっているもの以外は利用予約のない日に行っている。

【審議結果】

選定基準に基づく市の評価結果に異議はなく、市の評価どおり候補者案が承認された。

(2) 米子市営日野川堰運動広場、米子市営湊山庭球場

①指定管理者候補者選定対象施設について

②指定管理者候補者案（選定委員会諮問案）について

所管部局のスポーツ振興課が、施設の概要及び指定管理者候補者案（選定委員会諮問案）を説明した。

- ・湊山庭球場については米子城跡の整備事業により指定管理期間中に廃止予定であり、廃止時期が確定次第指定管理料等について協議を行う。
- ・原則として、米子市内の他の体育施設の指定管理者はこの施設の指定管理者になることができない。

【主な意見・質疑等】

- (委員) 事業者の過去の決算状況について説明を受けたい。
- (所管課) グループ法人内で財産や業務の移転、事業承継を行った。経営状態については注視していく必要がある。現状、施設管理は適切に行われている。
- (委員) 湊山庭球場の具体的な廃止時期が不明とのことだが、違約金等発生の可能性は。
- (所管課) 施設の廃止については募集要項へ明記し、事前説明会でも事業者へ説明済み。そのうえで基本協定を交わすので、廃止の際も協定書の内容変更で対応する。実際廃止が決まった場合、調整期間を十分確保したうえで協議を進める。

③指定管理者候補者案（選定委員会諮問案）の審議

所管部局のスポーツ振興課が、指定管理者候補者案の評価について内容を説明した。評価した点は以下のとおり。

- ・自主事業について、新たな事業を複数提案。
- ・収支予算について、市の試算した指定管理料に対して10%程度削減する提案。

【主な意見・質疑等】

- (委員) 過年度についてはコロナ禍で自主事業の実施が難しかったとのことだが、今回色々提案されている事業は実現可能か。
- (所管課) 市も実施場所等詳細を確認した。実現見込みがあるものを記載している。
- (委員) 米子市の指定管理業務の方針として施設の管理及び営繕を重視していくとのことだ

が、事業者の提案書に反映されているか。

(所管課) ハード面及びソフト面それぞれで提案されている。これまでの管理実績としても日々点検を行い、業務範囲内で適宜行っている。また、利用者アンケートを実施し、不具合には迅速に対応している。

(委員) 公募しても今回のように1社しか応募がないのはなぜか。

(所管課) 関心が低い可能性がある。競争性の確保が望ましいと考えており、これまで指定管理業務に携わってない事業者にも関心を持ってもらう形を考える必要がある。実績を見ると、地区体育館の指定管理者の公募については複数事業者の応募により競争が起きているので関心を引いている印象である。

(委員) 他の体育施設との重複禁止のため応募が少ないのではないか。

(委員) 制限がない場合、一つの事業者ばかりに偏る可能性もある。

(所管課) 市としても、より多くの事業者に携わってもらうため重複は良くないという方針でいる。

(委員) 5年間の長期的な契約は熟考すべき印象を受ける。応募が1社のみという話だったが、5年間安定した収入が入り、特別なノウハウが必要な業務でもないので、事業をやりたい事業者が他にいると思われる。もし万が一のために事業継承・業務継承についてはしっかり決めておく必要がある。

(委員) 指定管理料の支払いは5年間一括か。

(所管課) 年度ごとに協定を交わし4半期ごとに支払う。

(委員) この案件に関しては、事業計画等の継承をしっかりと確認してもらうべき。

【審議結果】

選定基準に基づく市の評定結果に異議はなく、市の評定どおり候補者案が承認された。なお、答申時に意見を付すべきか検討を行う。

[5 その他]

次回の会議は10月16日(木)に開催されることが確認された。

[6 閉会]